

平成30年3月27日

株式会社新潟国際貿易ターミナル

H30年度新潟港コンテナターミナル輸入荷主向け報奨金制度要領

1 概要

新潟港コンテナターミナルを利用した輸入コンテナ貨物について、一定量以上増加させた事業者に対し、報奨金を支給する制度です。

2 制度名

新潟港コンテナターミナル輸入荷主向け報奨金制度

3 報奨金の対象

報奨金対象期間中に新潟港を利用して、輸入コンテナを次の条件の通り増加させた事業者を対象とします。（小口貨物を混載させるものは対象になりません。）

条件：輸入コンテナ貨物を前年度（平成29年度）の実績と比べ、30TEU以上増加した場合を対象とします。

※関連物流会社又は商社等が船荷証券の荷受人（Consignee）となるような場合で、申請事業者と船荷証券の荷受人名義が異なる場合には、商社等との契約書等の確認により実質的な荷主が誰かという観点で判断します。

4 報奨金額

上記3で報奨金の対象となった場合は、増加量1TEU毎に2,000円を報奨金として支給します。

但し、1事業者当りの上限は100万円とします。

5 報奨金対象期間

報奨金の対象期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に増加した輸入コンテナを対象とします。

※平成31年3月31日までにヤードに荷揚げされたコンテナとします。

6 申請手続き

報奨金を希望する事業者は平成31年1月末日までに当社制定の申請書「新潟港コンテナターミナル輸入荷主向け報奨金支給申請書」を提出願います。

7 報奨金申請受理通知

申請書受理後、当社より「新潟港コンテナターミナル輸入荷主向け報奨金申請書受理通知書」にて申請者に通知します。

8 報奨金制度実績報告書

報奨金を受領する場合は、報奨金対象期間の実績を取りまとめ、当社制定の実績報告書「新潟港コンテナターミナル輸入荷主向け報奨金実績報告書」を平成31年4月15日まで提出してください。

※実績報告書には、次の書類を添付してください。

- ①実績報告内訳明細書
- ②報奨金対象期間中に新潟港コンテナターミナルを利用した輸入コンテナの状況が分かる船荷証券等の書類写し。

9 報奨金支払

報奨金は実績報告書の提出を受けて、精査した後に事業者指定の口座に振り込みます。

10 その他

本制度要領は平成30年度の適用とし、平成31年度報奨金制度の実施については、あらためてご案内いたします。

【お問い合わせ先】

株式会社新潟国際貿易ターミナル
業務部営業課 白井・藤由
電話 025-388-1001
FAX 025-388-1008

【支給までの流れ】

